

(新規) **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の  
一部を改正する法律案**

2016年3月均  
上程予定

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

## 概要

### 1. 障害者の望む地域生活の支援

#### (1) 障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害福祉サービスを新設・拡充

- ・共同生活援助を利用していた者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設
- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」を新設
- ・重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする

#### (2) 一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減できる仕組みを整備

65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、一般高齢者との公平性や障害の状況等を踏まえ、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)できる仕組み

### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

#### (1) 障害児の状況に応じて発達支援をきめ細かに提供できるよう、障害児支援を拡充

- ・重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設
- ・保育所等訪問支援の対象を乳児院・児童養護施設に拡大
- ・自治体において障害児福祉計画を策定

#### (2) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう医療・保健・福祉等の連携を促進

### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

#### (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする

#### (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるなど、所要の規定を整備する

2016.3.12  
フォーム資料

## 施行期日(予定)

平成30年4月1日(2.(2)については公布の日)